

厚木精華園の 指定管理者候補（案）について

指定管理者候補（案）	社会福祉法人かながわ共同会
------------	---------------

1 神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会評価結果

(1) 評価点

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
1	社会福祉法人かながわ共同会（秦野市）	40	8	21	69

(2) 評価の概要

サービスの向上に関しては、高齢知的障害者や医療的ケアの必要な中高齢の知的障害者への支援を提供するとともに、高齢知的障害者支援のノウハウの普及・啓発にも努め、県立施設として求められる役割を果たすことが今後も期待できる。また、当該施設の利用者だけでなく、広く地域の障害者のニーズに応えるサービスの提供が今後も期待できる。

管理経費の節減等に関しては、適切な積算が行われており、コスト合理性の点でも、現行の職員水準を確保した上で、経費の効率化を図り、新たな指定管理料の提案を行っていることは十分評価に値する。

団体の業務遂行能力に関しては、適切な人材の育成、安定的な財務状況、諸規程類の整備によるコンプライアンスの確保、障害者雇用等の積極的な取組が認められ、現行の指定期間における実績も十分に評価することができる。

以上のとおり、総合的に評価して、提案内容は必要な水準を満たすものと認められる。

2 神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会評価結果に対する保健福祉局意見

評価結果について	<input checked="" type="checkbox"/> 同意する ・ <input type="checkbox"/> 同意しない
----------	---

意見理由

神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。

社会福祉法人かながわ共同会の提案は、評価委員会の評価どおり、高齢の知的障害者への対応の項目や高齢者支援セミナーの実施などによる高齢の知的障害者支援ノウハウの普及、啓発の項目、財務状況の項目、これまでの管理運営状況等の項目が評価できる。なお、指定管理料の提案にあたっては、県の求める職員配置数を上回る職員数を確保した上で、経費の効率化を図っており、管理経費の節減等にも努力している。

このため、社会福祉法人かながわ共同会を指定管理者候補としたい。

外部評価委員会評価点の詳細について

施設名 厚木精華園

大項目	小項目	評価の視点	評価点		特記事項
			配点	かながわ 共同会	
サービスの向上	運営の理念や利用者支援の考え方	・ 県立施設としての厚木精華園の役割の理解及び整合性	5	4	
	利用者の受入れに対する考え方	・ 施設の役割を踏まえた受入れの確保			
	施設設備及び物品の維持管理能力	・ 管理担当者の配置計画 ・ 契約及び執行に係る事務処理能力 ・ 業務の一部を委託する場合の業者選定の考え方	5	4	
	高齢知的障害者への対応	・ 適正な支援水準の確保	5	5	
	高齢の知的障害者支援ノウハウの普及、啓発	・ 高齢の知的障害者支援のモデル施設として支援ノウハウの普及、啓発の取組	5	4	
	質の高い利用者サービスの確保と効率的な運営の取組	・ 質の高い利用者サービスの確保 ・ 利用者の障害特性やニーズを踏まえた取組による生活の質の向上 ・ 職員配置の工夫 ・ 効果的かつ効率的な業務執行に向けた工夫	5	4	
	診療所の運営方針	・ 日常的な健康管理実施方法 ・ 夜間等の緊急時の対応 ・ 地域医療機関との連携 ・ 誤与薬及び感染症対策 ・ 業務を委託する場合の医療機関選定条件	5	4	
	地域サービス事業の実施	・ 短期入所事業、各種相談事業等、地域のニーズを踏まえた事業の実施 ・ 地域との連携体制の構築方法	5	4	
	県の政策課題への対応	・ 県立直営施設入所者の受入れ及び地域生活移行に向けた取組	5	4	
	日常時の安全管理	・ 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組	5	4	
	緊急時の対応	・ 防災体制、施設内事故発生時の対応方法 ・ 急病人等が生じた場合の対応 ・ 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等			
	ボランティアの受入れ・地域交流等の実施	・ ボランティアの受入の考え方や事業実施への生かし方 ・ 地域交流、施設開放の考え方	5	3	

管理経費の節減等	適切な積算	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用にかかる ・積算の適切性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性	5	5	
	節減努力等	・指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出。 計算値が配点を超える場合は配点を上限 (積算価格 - 申請書の提案額) × 調整係数(100/20) × 20 積算価格 県が提示する指定管理料の上限額	20	3	
団体の業務遂行能力	人材育成の考え方	・年間研修実施計画と実施方法	5	4	
	執行体制	・職員選考方法・基準 ・職員採用数 ・適切な支援水準を確保するための職員配置 ・責任者及び指導的立場にある職員配置の考え方 ・委託業務の執行確認、指導体制	5	4	
	財務状況	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	5	
	コンプライアンス、事故・不祥事への対応	・指定管理業務を実施するために必要な法人等の倫理の確立と諸規程の整備状況 ・法令遵守の徹底に向けた取組の状況 ・募集開始の日から起算して過去3年間の障害者虐待その他の事由による障害者総合支援法等に基づく命令、指定の取消し等の処分の有無ならびにその対応状況及び再発防止策構築状況 ・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5	4	
	個人情報の保護	・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制 ・個人情報の取扱い状況			
	環境への配慮、障害者雇用の促進、社会貢献活動	・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ・法人等の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用等についての考え方と実績 ・社会貢献活動等、CSR（企業の社会的責任）の考え方と実績			
	これまでの管理運営状況等	・社会福祉施設での経営実績の状況 ・厚木精華園と類似の業務を行う施設での経営実績の状況 ・社会福祉施設を運営する法人等の理事の構成割合 ・他の自治体における指定取り消しの有無	5	4	
合 計			100	69	